

相模原市告示第 3 7 8 号

令和 3 年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 9 号)第 6 条の規定により令和 3 年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 2 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類
相模原市公契約条例第 6 条第 2 号に規定する対象業務委託契約等
- 2 労働報酬下限額
1 , 0 5 9 円
- 3 適用日
令和 3 年 4 月 1 日